

UMECO市民活動応援補助金審査会設置要綱（案）

（設置）

第1条 おだわら市民交流センター指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、UMECO市民活動応援補助金（以下「補助金」という。）の審査等を実施するため、UMECO市民活動応援補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1）補助金交付事業の選考及び補助金の額の調整に関すること
- （2）その他指定管理者が必要と認める事項

（委員）

第3条 審査会委員は、次の各号に掲げる者に指定管理者が委嘱する。

- （1）小田原市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）の委員
 - （2）その他指定管理者が必要と認める者
- 2 前項第1号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員）

第4条 審査会に、第2条第1項に掲げる事項を審議するために特に必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、当該事項の審議に必要な者に対し指定管理者が委嘱する。
- 3 特別委員は、当該事項の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 審査会に会長及び副会長1人を置き、会長には委員会の委員長を、副会長には委員会の副委員長をもって充てる。

- 2 会長は、審査会を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第7条 審査会は、議事に関する意見又は説明を求めるため、その会議に、小田原市職員の出

席を求めるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(除斥)

第8条 審査会の委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができない。ただし、審査会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

- 2 前項の規定により会長が議事に加わることができない場合には、その議事に限り、副会長が会長の職務を行う。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員等謝礼)

第10条 委員謝礼の額は、7月1日から翌年6月30日までの期間について、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 会長 21,600円
- (2) 副会長 20,600円
- (3) 委員 20,000円

- 2 委員及び特別委員の謝礼に関し、前項に定めのない事項については、指定管理者が別に定める。

(庶務)

第11条 審査会の事務は、指定管理者において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、○年○月○日から施行する。